

(社)徳島県労働者福祉協議会

## 中央LSCニュース

発行：徳島中央ライフサポートセンター（LSC）

発行責任者：板東喜代子

〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1

TEL・FAX 088-623-4105

E-mail chuou-lifeh@utopia.ocn.ne.jp

http://www1.ocn.ne.jp/~chuou-lf/

## ～人権研修会開催される～

\*とき 4月18日(水)18:30～

\*ところ 労館502

\*参加者 40名

\*講師 徳島県ハンセン病支援協会会長 十川 勝幸さん

4月18日(水)18時30分より労館502にて40人参加のもと人権研修

会を開催した。



冒頭、森本徳島中央ライフサポートセンター会長が多忙の中、快く講師を引き受けていただいた十川会長に対し、お礼を申し上げると共に「会長は1998年頃よりハンセン病支援活動を始め、講演会や街頭キャンペーンなど偏見や差別解消に向け積極的に取り組まれています。ぜひ皆さんと一緒にハンセン病についていわれのない差別について学習したいと思います。」と主催者を代表してあいさつした。

つづいて、十川勝幸会長の「ふるさとに帰りたい～無知からの偏見・差別～」という演題で講演された。

以下講演内容である。

「ハンセン病(昔のらい病)とは遺伝する病気ではなく一種の感染症であり、感染力も発病力も非常に弱い病気です。昭和21年に開発された特効薬プロミンの使用で簡単に治癒する病気ですが、昔は薬もなく顔や手足に大きな後遺症が残ったので、特に嫌われ恐れられていた病気なのです。

「らい予防法」(平成8年3月廃止)により、患者さんは治癒後50年も60年も療養所に隔離されていたのです。療養所での過去の生活とは、隔離の際には、トラックの荷物台や貨車やカンドリ舟(ポンポン船の引き舟)などに乗せられ、監視されながら、また歩いた後を消毒されながら療養所に行き、お金は施設専用の商品券に両替され、家族を守るために偽名使ったのです。

病室は20畳敷の畳の部屋へ20人の患者が入れられ、刑務所の罪人のような扱いをされたのです。またこれらの施設には一般の病院に無い施設、すなわち監房・火葬場・納骨堂があったことから差別の状況が推察できます。

療養所での現在の生活は、住環境や職員の体制もよくなり、非常に穏やかな生活をされています。現在15ヶ所の療養所で約2700人が生活しているのです。

回復者たちは重度の障害を持ちながら、お互いにボランティア活動をし合い、明るく前向きにそして周囲の人たちに感謝しながら生活しており、また舌で点字をおぼえて教養を高める人もいます。

回復者の中には、「いまだに地域での偏見・差別が強くて、自分たちは生きているうちには故郷へは帰れない。死んで灰になって風によって故郷へ帰る、ということで死んだら灰を海にまいてほしい。」と言っている人もいます。また60年目に生まれ故郷に帰って「ふるさとの風を感じる事ができた。」といわれるのです。それほどふるさとは恋しく、懐かしく、帰りたいと思っておられるのです。

回復者は、いま平均年齢が80才です。この人たちが健在なうちに生まれ故郷へ自然体で帰れるような地域作りが急がれますので、多数の皆様方のご協力ご支援のほどよろしく願いいたします。

と締めくくった。

最後に、板東徳島中央ライフサポートセンター所長が「ハンセン病について、無知から知らず知らずのうちに差別してきたかもしれません。本日は迫力のある講演ありがとうございました。」とお礼の言葉を述べた。

今年は「国際協同組合年」全国規模で、色々なイベントが実施されます。  
協同の輪を広げるため、積極的に参加しましょう！！

2009年12月の総会で、国連は2012年を国際協同組合年（International Year of Co-operatives=IYC）とすることを宣言しました。

協同組合には、農業協同組合や生活協同組合などが一般的に知られています。今、東日本大震災により、共助の精神や人と人との絆が見直され、安心・安全な地域社会づくりなどの役割を担う、「協同組合」の活動が期待されています。

## 「協同組合がよいよい社会を築きます」

### ● IYCのロゴ

IYCのロゴは、7名の人が協力して立方体を持ち上げ支えている様子を描いています。この立方体は、協同組合の事業が目ざす様々なゴール・志や、それらの事業が果たせる成果を表現しています。また、7人という数は、協同組合運動の7原則（自発的で開かれた組合員制、組合員による民主的運営、組合員の経済的参加、自治と自立、教育・訓練・広報、協同組合間の協同、コミュニティへの関与）を示しています。（「2012 国際協同組合年全国実行委員会ホームページより、ロゴ、本文を引用」）



## ご利用ください！ 労働法出前講座

安心して働くことのできる職場づくりを応援します！

講師を無料で派遣しますので、  
豊かで働きがいのある職場生活の実現に向け、ご利用ください。

無料派遣

- ◇派遣対象 労働者が自主的に開催する研修会など  
(おおむね10人以上としますが、少人数でも相談に応じます。)
- ◇派遣日時 午後6時から8時までの間で、1時間程度  
(土、日、祝日、盆、年末年始を除く。)
- ◇派遣場所 指定された研修会場
- ◇講師 社会保険労務士
- ◇経費 講師派遣に要する謝金や旅費は不要ですが、研修会場に要する経費は申込者負担です。



- ①比較的勤務年数の短い労働者を対象にした研修テーマ
- ②パートタイマーで働く労働者を対象にした研修テーマ
- ③外国人労働者や技能実習生を対象にした研修テーマ
- ④定年退職を控えた50歳代後半の労働者を対象にした研修テーマ
- ⑤女性を対象にした研修テーマ

研修内容

### ■暮らしなんでも無料相談■

専門のアドバイザーと連携して、あなたの暮らしを応援します！  
ひとりで悩まないで、一緒に解決の糸口を見つけましょう！  
◇法律相談 ◇一般相談 ◇金融・保険相談 ◇労働相談 など

